

# 長門北部自治会

## 防犯まちづくりニュース



みんなで取り組む

### 6つの活動

できることから  
はじめましょう



自治会有志にて日常行える

防犯活動 = 「防犯まちづくり憲章」

をまとめました！

全文は裏面をご覧ください。

1

まち歩きで、地域の変化に  
目を配ろう



普段から変わった様子がないか、注意しながら、歩きましょう

2

まちの変化で気づいたことを  
みんなで情報共有しよう

まちで変わった様子を見つけたら、地域の方に伝えて、話合いましょう



3

向こう三軒両隣の門掃きで  
まちなかを美しくしよう



自宅前だけでなく、ちょっと隣やお向かいまで。掃除しながら、まちを見守りましょう

4

空き家の状況を常に見守ろう



空き家は普段から見守りながら、犯罪防止に努めましょう

5

門灯・玄関灯を夜間つけよう

1軒からできる防犯対策として、門灯や玄関灯を点灯しましょう



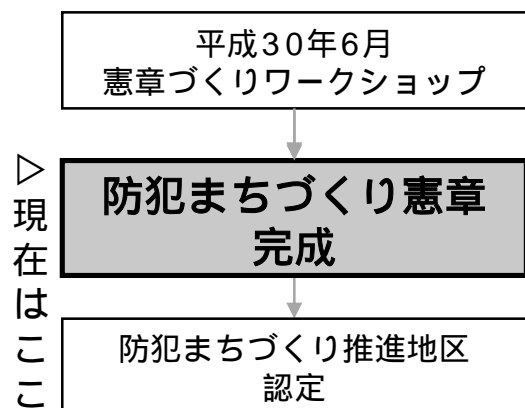
6

防犯・防災パトロールに参加しよう

パトロールに参加して、地域の人と顔見知りになりましょう



防犯まちづくり推進地区認定の流れ



防犯アドバイザーの協力を受け、自治会で取り組める防犯活動を憲章として、6つの活動をまとめました。



## 長門北部自治会 防犯まちづくり憲章

長門北部自治会では、地域の絆をつうじて住みやすいまちづくりに努めるため、この憲章を定めます。

- 1 まち歩きをつうじて、地域の変化に目を配ります。
- 2 気づいたことを地域の人と情報共有します。
- 3 向こう三軒両隣の門掃きで環境浄化に努めます。
- 4 空き家の状況を常に把握します。
- 5 暗がりを解消できるよう、門灯の夜間点灯などに努めます。
- 6 防犯・防災パトロールの積極化に努めます。

今後、この憲章をふまえ、長門北部自治会を「防犯まちづくり推進地区」として区が認定する予定です。

認定後は、ステッカーを貼っていただき、防犯の「見える化」へのご協力をお願い申し上げます。

認定ステッカー



問い合わせ先  
足立区市街地整備室 まちづくり課  
防犯まちづくり係（区役所南館4階）  
電話 03 - 3880 - 5435